

## 補助対象期間について

### 補助対象利子

- 最初の利子返済日から3年内に返済した利子。

※第1回目から第36回目までの利子返済分が対象です。

### 令和7年度交付予定額

- 令和7年1月から令和7年12月に返済した補助対象利子のうち、年1%の利率に相当する額を上限として算出します。

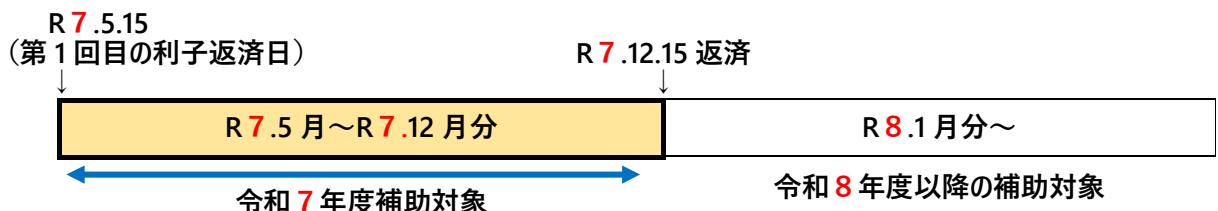
※利率が年1%を超える場合は利率を年1%として計算した額（1円未満切り捨て）、利率が年1%以下の場合は、返済した補助対象利子全額

### 注意事項

- 令和4年に最初の利子を返済した事業者につきましては、令和7年の途中で補助対象期間が終了します。申請書にご記入いただく「返済額」及び「利子額」は、補助対象期間内に返済した利子としていただきますようお願いいたします。
- 返済日が月末の場合、12月31日が金融機関の年末年始休業日にあたるため、12月分は翌年1月に支払うこととなります。この場合、12月分は翌年度の補助対象となります。（補助対象期間の例「3. 返済日が月末のケース」参照）

### 補助対象期間の例

#### 1. 令和7年5月から利子返済を開始したケース（毎月15日返済の場合）



#### 2. 令和7年10月に補助対象期間が終了するケース（毎月15日返済の場合）



#### 3. 返済日が月末のケース

